

税制改正のお知らせ

平成18年度 住民税・国保税・介護保険料

14

これから少子・高齢社会に対応するため、世代間の税負担の格差を小さくし、どの世代でも広く公平に税を負担できる方に応じて負担を分かち合うため、次のように税制改正がなされました。



乳幼児医療費助成制度

3歳未満児まで無料になりました
～乳幼児医療費助成制度～

平成18年7月1日から次のとおり改正になります。

改正前
1歳の誕生月の保険診療分まで全額助成

改正後
3歳の誕生月の保険診療分まで全額助成
(但し、1日生まれの方は月末日分まで)

※平成18年7月の保険診療分から対象
※1歳と2歳の方の平成18年6月保険診療分までは、
改正前の2,000円控除した分が助成の対象
※非課税世帯の方は年齢に関係なく全額助成対象

問合せ 福祉事務所社会係
TEL72-1111 内線137

図書館からお知らせ

市民の利用しやすい図書館へ——
市立図書館の開館・閉館時間を変更
「午前9時30分から午後6時まで」開館
(平成18年7月1日から試行)

市立図書館では、現在の開館時間（午前8時30分から午後5時まで）を1時間ずらし、「午前9時30分から午後6時までの開館」を試行的に行います。

これは、市民の利用しやすい図書館とするため、利用者からの閉館時間の延長を望む声にこたえ、特に勤労者の方が仕事帰りに利用できるように開館・閉館時間を1時間ずらそうとするものです。

開館時間・閉館時間の変更是、平成18年7月1日から平成19年3月31日まで試行的に実施し、その間に利用者の声や問題点を集約したいと考えています。

市民の方々の図書館の利用をお待ちしています。
問合せ 市立図書館 TEL72-9254



税制改正のお知らせ

国民健康保険税

■公的年金等控除額（年金から差し引くことができる金額）の見直し

国民健康保険税につきましても、65歳以上の公的年金の計算方法の見直しにより国民健康保険税の負担が増加する世帯があります。

ただし、昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成16年中の所得において特定公的年金控除を受けた人について平成18年度と19年度については、次の経過措置があります。

- ・平成18年度：公的年金の所得から13万円を控除
- ・平成19年度：公的年金の所得から7万円を控除
- 上記の控除額は軽減制度の判定所得にも適用されます。

■介護納付金の課税限度額が8万円から9万円に引き上げられました。

介護保険料

■65歳以上の方の介護保険料が変わります。

介護保険料は、3年ごとに見直しされます。平成18年度から20年度の保険料の標準月額は3,650円から3,800円になります。負担能力にきめ細かく対応するため、現行5段階の保険料を、低所得者に配慮した6段階に細分化します。

また、地方税法が改正され住民税の老年者非課税措置が廃止されたことに伴い、介護保険料段階が上昇する方へ、平成18年度から19年度にかけて緩和措置も講じ、平成20年度に本来の保険料額に戻るよう段階的に実施します。

納税に市民のみなさんのご協力を お願いします

税金は、社会保障や生活環境整備など、わたしたちの生活を成り立たせる上でなくてはならないものです。納税に市民のみなさんのご協力をお願いします。

また、納税通知書の内容や税額などについて、お気軽にお問い合わせください。

◎問合せ 税務課課税係
TEL72-1111 内線154・155



住民税

■老年者控除の廃止

これまで65歳以上の人認められていた老年者控除（48万円）が廃止されました。

■公的年金等控除額（年金から差し引くことができる金額）の見直し

65歳以上の年金の公的年金控除額の見直しがなされました。

■65歳以上の人適用される非課税措置の廃止

65歳以上で合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。（ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた人で、合計所得金額が125万円以下の人は18年度は税額を3分の1とし19年度は3分の2とする経過措置があります）

■定率減税の引き下げ

定率減税の額がこれまでの2分の1に引き下げられました。

- ・平成17年度定率減税額
所得割額×15%（上限は4万円）
- ・平成18年度定率減税額
所得割額×7.5%（上限は2万円）